

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 30 年 9 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4 号 空き家に付随した農地の指定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	10名
欠席	2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	欠
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長

係長 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年9月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畑中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。5件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」全5件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人 [] が空き家に付随した農地の指定承認を7月に受け、今回譲受人 [] が空き家とセットで購入する農地です。場所は旧川内小学校より南の山付の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 通り番2と3について説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [] は耕作管理が出来ないとのことで、周辺を耕作している譲受人 [] が購入するものです。場所は豊前病院より北側の岩岳川沿いの農地です。

通り番3について、譲渡人 [] が耕作管理が出来ないので譲受人 [] に贈与するものです。場所は黒土公民館の東側です。そこには [] の農業用倉庫があり、周辺にある小さい農地もすべて引き受けるとのことです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2と3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありま

せんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

10番委員発言 通り番4と5について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [] は東京都に在住で耕作管理が出来ないため親族である譲受人 [] に贈与するものです。場所は豊前種苗所有のビニールハウスの西側の農地です。

通り番5について、譲渡人 [] が空き家に付随した農地の指定承認を7月に受け、今回譲受人 [] が空き家とセットで購入する農地です。場所は荒堀の東九州自動車道に隣接する農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4と5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。

通り番1について、貸付人 [] と借受人 [] は親子で、 [] 所有の農地に [] が使用貸借で自己住宅を建築するものです。場所は豊前市久松の交差点より200m南西にある農地です。ここは都市計画区域内の用途地域であるため、特に問題も無いものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

10番委員発言 許可申請の通り番2と3について説明いたします。
通り番2について、場所千束中学校より西側の農地で都市計画区域内の用途地域であります。譲渡人 [REDACTED] 所有の農地を [REDACTED] に贈与し、宅地分譲地として転売するものです。添付書類も全てそろっており特段問題ないものと思われます。

通り番3について、場所は旧豊前普及指導センター前の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し、自己住宅を建築するものです。集落に接続しているため、特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り2と3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から3について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 空き家バンクに付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の空き家バンクに付随した農地の指定については原案通り可決してよろし

いですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって9月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 30 年 9 月 20 日

議長

松本克己 

2番委員

青木一巳 

3番委員

畑中安生 

